

千葉県警察速度管理指針

総合的な速度管理の必要性

本県において、交通事故を未然に防止すると共に、交通事故発生時の被害軽減を図るためには、県内の交通事故発生実態等を分析した上で、適正な最高速度規制、効果的な交通指導取締りに加え、県民一人一人に浸透する交通安全教育、広報啓発活動の推進等による総合的な速度管理を推進することが必要である。

本県の車両走行速度の観点からみた交通事故の特徴（令和元年～令和5年）

交通事故発生状況

- 交通死亡事故の2割以上に第1当事者の速度超過が見られる。

走行速度と交通事故の関係

- 危険認知速度（事故直前速度）が30キロメートル毎時を超えると歩行者の致死率が急増する。

規制速度の遵守による被害軽減

- 速度超過を伴う事故は、規制速度内での事故に比べ、死亡事故率が約9倍と高い。

総合的な速度管理の内容

		生活道路	幹線道路	沿岸部・山間部道路	高速道路等
道路分類ごとの特徴と目標等	道路の特徴	・幅員が狭く、見通しの悪い交差点が多い。	・昼夜ともに交通量が多く、多車線の道路が多い。 ・渋滞が発生しやすい。	・見通しの良い直線道路や急カーブ、勾配がある道路が多い。	・昼夜ともに交通量が多い。 ・高速度の車両が走行する道路。
	事故の特徴	・出会い頭事故が多い。 ・人対車両の事故割合が他の道路より高い。 ・第1当事者に速度超過がある事故の死亡事故率は、規制速度内のものより約1.4倍と高い。	・追突事故が多い。 ・交通事故の総量及び死亡事故が多い。	・単路での事故が多く、観光・娯楽・ドライブ目的の割合が多い。 ・死亡事故率が他の道路より高い。	・追突事故が多い。 ・単独死亡事故の割合が他の道路より高い。
	目標	・走行車両の低速度化 ・通過交通の抑制 ・規制速度の遵守	・円滑な道路交通の確保 ・規制速度の遵守	・行楽期等における適切な速度管理 ・規制速度の遵守	・円滑な道路交通の確保 ・規制速度の遵守
主たる対策		・ゾーン30プラス等の面的な規制による車両の低速化、通り抜け排除の促進 ・道路利用者に対する速度規制遵守の広報啓発活動と速度取締りの実施	・実勢速度の持続的な把握と、乖離が認められた場合の規制速度見直しの推進 ・円滑な交通の確保に配慮した交通管理 ・事故多発区間、時間帯を重点とした警戒活動と速度取締りの実施	・交通量変化を踏まえた広報啓発活動 ・道路利用者に対する速度規制遵守の広報啓発活動と速度取締りの実施	・安全と円滑な交通に配慮した速度規制の実施 ・事故多発区間、時間帯を重点とした警戒活動と速度取締りの実施
路線の例示		・ゾーン30プラス規制区域（四街道市下志津新田地区、野田市桜の里地区等）	・国道6号、国道16号、国道464号等	・国道410号、県道南安房公園線、主要地方道飯岡一宮線、養老溪谷周辺等	・東関東自動車道、首都高速湾岸線等